

令和4年12月27日(火)～令和5年1月13日(金)開催
令和4年度第2回 旭川市国民健康保険運営協議会

会議資料1

諮問書(写)

旭川市福祉保険部
国民健康保険課

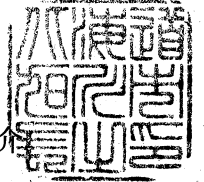
旭国保 第537号

令和4年12月23日

旭川市国民健康保険運営協議会

会長 高橋 均 様

旭川市長 今津 寛介



令和5年度の旭川市国民健康保険料について（諮問）

国民健康保険法第11条第2項の規定に基づき、令和4年度の旭川市国民健康保険料に関する次の事項について、貴協議会の意見を求めます。

- 1 出産育児一時金の改定について
- 2 基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた減免について
- 3 旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定について

令和4年1月18日

旭川市長 今津 寛介 様

旭川市国民健康保険運営協議会

会長代行 羽原 美奈



令和4年度の旭川市国民健康保険料等について（答申）

本協議会は、令和3年12月28日付け旭国保第489号にて諮問のありました令和4年度の旭川市国民健康保険料に関する次の事項について、慎重に審議を進め、その結論を得ましたので、別紙のとおり答申いたします。

諮問事項

- 1 基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた減免について
- 2 7割・5割軽減対象世帯の減免について
- 3 市独自の低所得世帯の軽減について
- 4 18歳未満の均等割減免について
- 5 旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定について

答 申

- 1 基礎控除後所得 167 万円以下の世帯に属する 40 歳から 64 歳までの被保険者数に応じた保険料の減免については、決算補填等目的の一般会計からの繰入れは段階的に解消が求められていることから、赤字解消計画どおり令和 4 年度は減免額を 500 円縮小し 1,000 円とすること。
- 2 7 割・5 割軽減対象世帯の減免については、北海道における令和 6 年度の保険料水準の統一までの激変緩和措置であり、保険料の負担増を緩和するため基金を活用し被保険者 1 人につき 500 円減免とすること。
- 3 市独自の低所得世帯の軽減については、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、可能な限り早期に解消すべきである。また、廃止に伴う当該財源は他の減免に充当すべきである。
- 4 本市独自の 18 歳未満の均等割減免については、未就学児を除き従前の対象範囲等の考え方では、未就学児から就学児に移行の際、未就学児の時と同様に軽減（減免）を受けられない世帯が生じることから、これらの世帯が未就学児の時から就学児以降も同様に減免が受けられるよう、国に準拠した形で 18 歳未満（未就学児を除く）の均等割減免とすること。
- 5 旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定については、中間所得層の負担軽減や道内市町村の保険料水準の統一を図るため、国の定める法定限度額に改定していく必要があることから、基礎賦課限度額を 63 万円から 65 万円に 2 万円引き上げ、支援金賦課限度額を 19 万円から 20 万円に 1 万円引き上げ、賦課限度額の合計額を国の定める法定限度額である 102 万円に引き上げることに。

なお、本協議会の答申の取りまとめの過程において、諮問事項1及び5を除き、全会一致とならなかった事項があったことを申し添える。

また、委員から次の意見があったので付記する。

- 1 高齢化の拡大等により医療費が増加し保険料が上昇していくことは避けられないが、急激な保険料の上昇がない限り、令和6年度の保険料水準の統一に向けて、計画的に進めていくこと。
- 2 市独自の減免制度は令和6年度までに段階的に縮小・廃止予定となっているが、縮小・廃止の時期が重なることで、新たな激変が生じることから、廃止時期を調整することが望ましい。
- 3 7割・5割軽減対象世帯の減免については、北海道における令和6年度の保険料水準の統一までの激変緩和措置であるが、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、可能な限り早期に解消すべきである。
- 4 市独自の低所得世帯の軽減については、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、可能な限り早期に解消すべきであるが、基金を活用し軽減割合を令和3年度と同率の1割軽減とすること。
- 5 本市独自の18歳未満の均等割減免については、未就学児を除き従前の対象範囲等（他の軽減制度を含む最大5割の減免）の考え方で継続すること。
- 6 本市独自の18歳未満の均等割減免については、今年度は据え置きとし、「少子化問題」や「子どもの貧困問題」に対する国の施策を見ながら、市独自の施策を今後検討していくことが望ましい。



令和3年2月2日

旭川市長 西川 将人 様

旭川市国民健康保険運営協議会

会 長 作 田 将 三 郎



令和3年度の旭川市国民健康保険料等について（答申）

本協議会は、令和3年1月8日付け旭国保第560号にて諮問のありました令和3年度の旭川市国民健康保険料に関する次の事項について、慎重に審議を進め、その結論を得ましたので、別紙のとおり答申いたします。

諮 問 事 項

- 1 旭川市国民健康保険料賦課割合の改定について
- 2 基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた減免について
- 3 7割・5割軽減対象世帯の減免について
- 4 市独自の低所得世帯の軽減について
- 5 18歳未満の均等割減免について
- 6 旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定について

答 申

- 1 旭川市国民健康保険料の賦課割合については、保険料水準の統一に向けて北海道から示される標準保険料率算定の基礎となる割合としているが、国民健康保険の都道府県単位化以降の北海道において、多人数世帯の保険料負担が大きくなる課題が生じたことから賦課割合の見直しが行われたところである。

このため、単身世帯の保険料負担が増えるものの、多人数世帯の負担が是正されること及び保険料水準の統一を図っていく必要があることから、本市においても北海道から示される標準保険料率に基づく賦課割合として、令和3年度においては41：35：24とすること。

- 2 基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた保険料の減免については、決算補填等目的の一般会計からの繰入れは段階的に解消が求められていることから、赤字解消計画どおり令和3年度は減免額を500円縮小し1,500円とすること。
- 3 7割・5割軽減対象世帯の減免については、北海道における令和6年度の保険料水準の統一までの激変緩和措置であり、保険料の負担増を緩和するため基金を活用し被保険者1人につき500円減免とすること。
- 4 市独自の低所得世帯の軽減については、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、可能な限り早期に解消すべきであるが、賦課割合の見直しにより単身世帯の保険料の増加に加え、廃止した場合は、さらに保険料が増加するため、令和3年度は基金を活用し軽減割合を令和2年度と同率の1割軽減とすること。

5 18歳未満の均等割減免については、特に世帯人数の多い子育て世帯の保険料負担が大きいため、できる限り負担軽減に努められたいこと、また、国において2022年度からの制度化の検討が進められており、動向を踏まえて判断する必要があることから、令和3年度は基金を活用し令和2年度と同率の5割減免とすること。

6 旭川市国民健康保険料賦課限度額の改定については、中間所得層の負担軽減や道内市町村の保険料水準の統一を図るため、国の定める法定限度額に改定していく必要があることから、基礎賦課限度額を61万円から63万円に2万円引き上げ、介護納付金賦課限度額を16万円から17万円に1万円引き上げ、賦課限度額の合計額を国の定める法定限度額である99万円に引き上げること。

なお、本協議会の答申の取りまとめの過程において、委員から次の意見があったので付記する。

- 1 健康保険制度上、医療費の増加などにより保険料が上昇していくことは避けられないものであるが、急激な保険料の上昇は被保険者の生活に大きな影響を与えることから、令和6年度の保険料水準の統一に向けて、できるだけ緩徐な調整となるように計画的に進めていくこと。
- 2 旭川市国民健康保険料の賦課割合については、国民健康保険の都道府県単位化以降の北海道において、多人数世帯の保険料負担が大きくなる課題が生じたことから賦課割合の見直しが行われたところであるが、単身世帯の保険料負担が増えることから令和3年度は41：41：18に据え置き、令和6年度の保険料水準の統一までに、北海道から示される標準保険料率に基づく賦課割合に見直すこと。
- 3 基礎控除後所得167万円以下の世帯に属する40歳から64歳までの被保険者数に応じた保険料の減免については、決算補填等目的の一般会計からの繰入れは段階的に解消が求められているが、赤字解消計画を一時保留し、令和3年度は減免額を令和2年度と同額の2,000円とすること。
- 4 7割・5割軽減対象世帯の減免については、北海道における令和6年度の保険料水準の統一までの激変緩和措置であり、賦課割合の見直しにより特に単身世帯の保険料が増加することから、緩和措置を拡充すべきであるため、基金を活用し被保険者1人当たりの減免額を拡大すること。
- 5 7割・5割軽減対象世帯の減免については、北海道における令和6年度の保険料水準の統一までの激変緩和措置であるが、被保険者や道内市町村間との均衡や公平性を図る観点から、可能な限り早期に解消すべきである。

6 市独自の低所得世帯の軽減について、廃止に当たっては段階的に縮小を図っていく軽減率の導入も検討されたい。

7 被保険者の高齢化や医療の高度化などにより1人当たり医療費が増加していくと想定される中で、健康寿命の延伸を図り、増え続ける医療費と保険料の抑制を図っていくことは重要なことであることから、健康や生活習慣に対する被保険者の関心と理解を深めてもらいつつ、特定健診や生活習慣病の重症化予防などの保健事業を引き続き進めていくこと。

